

山口市上下水道事業建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取
扱（試行）要領

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、工事積算内訳書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項は、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領の例による。この場合において、「山口市」とあるのは「山口市上下水道事業管理者」と、「山口市建設工事積算内訳書事後公表要綱」とあるのは「山口市上下水道事業建設工事積算内訳書事後公表要綱」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。